

吉野川歴史探訪

八ヶ村堰訴訟

お疲れ様です。別宮川三郎です。いよいよ春を迎え心も軽やかになっている今日この頃です。さて、今月号は、明治8年に覚円堤防（石井町）の新設位置を巡って住民が名東県を訴えた裁判について探訪します。

この裁判は、「八ヶ村堰訴訟」と言われていますが、当時、権令（現在の知事にあたる役職）を被告としての住民訴訟は珍しく全国各地から注目されていました。

八ヶ村堰訴訟については、吉野川百年史、立石恵嗣氏著書「近代徳島の歴史像」、故澤田健吉氏著書「吉野川治水史新考」にまとめられていますので、それらの著書を参考に探訪したいと思います。

1. 訴訟のきっかけは、連続堤防の整備

藩政期、吉野川沿川の氾濫原に暮らす人々は、藍の恵みを受ける一方で、現在のような連続堤防はなく、小規模な地先堤防、水防竹林、高石垣の家を築き、水害の軽減に努め、氾濫を許容しつつ、洪水と闘いながら懸命に暮らしてきました。しかし、次第に人口が増加し村々の開発が進むようになると、洪水による水害は更に大きくなり、地域を守るための抜本的な治水策が求められるようになります。

吉野川の堤防整備は、文政年間（1818～1829）より始まり1860年頃までは小規模で不連続な堤防しかありませんでした。吉野川と神宮川（現神宮入江川）に囲まれた川中島など周辺地域でも、藩政期には、連続堤防はなく、神宮川の流入部に八ヶ村堰と呼ばれる越流堰を設置して、普段は吉野川本流への流路を整え、増水時には神宮川へ分水する調節機能により水害を軽減してきました。（Our よしのがわ1月号参照）。

図1：藩政期の状況（村々沼川堰留之図）



その後、時代は明治に変わり連続堤防の建設要望が高まります。名東県は、覚円堤防の整備に向けて、明治7年1月に計画図を関係村々に示します。新設堤防は神宮川の南側に位置に計画されていきました（図2 A線、以下「当初計画」という。）が、この位置では、神宮川の北側の西覚円、東覚円、高畑中洲の村々が川の中に取り残されることになるため、これらの地域の理解が得られませんでした。

このため、名東県は、明治7年6月に覚円堤防の位置を、八ヶ村堰を埋め立て、西覚円、東覚円、高畑中洲を囲い込むように計画を変更し（図2 B線、以下「変更計画」という。）、関係村々の連印のある要望書を添え内務省へ伺いを立て、民間の費用負担による覚円堤防建設の認可を得ます。

ここまで、順調に進むかに見えた変更計画による覚円堤防の新設ですが、変更計画の内容は、西覚円、東覚円、高畑中洲の村々にとっては、村の北側に吉野川本流の氾濫を防ぐための連続堤防を築くとともに、支流神宮川の流頭部にある八ヶ村堰を埋め立て、村の南側に位置する神宮川の洪水を断ち切るという画期的な治水計画案でした。



図2：覚円堤防の計画法線イメージと訴訟を起こした村々

しかし、八ヶ村堰から上流側に位置する村々にとっては、これまで洪水時の安全弁として機能してきた八ヶ村堰を埋めてしまうことや、連続堤防の整備により対岸との川幅が僅か180間（約320m）と狭くなり、上流では洪水時の水位が上昇し堤防決壊のリスクが増大することから容認できない治水計画案でした。

このため、変更計画による工事で不利益を被る石井村など9ヶ村の住民は、原告代弁者として、当時、自由民権運動を展開していた「自助社」に依頼し、明治8年8月に工事の中止を求めて、県を被告とし大阪上等裁判所へ訴えます。

表-1 八ヶ村堰訴訟前後の動き

明治4年7月	廃藩置県により徳島県(旧徳島藩の阿波国、淡路国)設置
明治4年12月	徳島県を名東県に改名
明治6年2月	香川県(旧讃岐国)が名東県へ編入
明治7年1月	覚円堤防当初計画案(図2:A線)を関係村々へ提示
明治7年6月	覚円堤防変更計画案(図2:B線)へ変更
明治7年9月	自助社設立
明治7年12月	覚円堤防の地元負担金徴収
明治8年4月	覚円堤防変更計画案で工事着手 自助社「通諭書」作成配布
明治8年8月	石井村等9ヶ村の住民が名東県を大阪上等裁判所へ訴える。 自助社社員が原告代弁者となる
明治8年9月	香川県(旧讃岐国)が名東県から独立分離
明治9年6月	大阪上等裁判所判決(原告不利)、名東県勝訴
明治9年8月	第2次府県統合。名東県は分割廃止。旧阿波国は高知県に編入
明治9年9月	石井村等9ヶ村の住民が大阪上等裁判所の判決を不服として大審院へ上告 自助社「通諭書事件」で社員幹部の有罪確定し運動が停滞
明治11年9月	大審院判決(原裁判破棄、差し戻し)石井村等9ヶ村の住民勝訴 自助社廃社
明治13年3月	旧阿波国が高知県から徳島県として分離独立、八ヶ村堰訴訟が曖昧に終わる。
明治17年	司法省から太政大臣へ工事再開の伺い
明治17年6月～7月	ヨハネス・デ・レーケ吉野川調査
明治18年	国による低水工事、徳島県による高水工事への着手
明治21年7月	洪水により西覚円の堤防が決壊。覚円騒動の勃発

2. 大阪裁判所では県庁が勝ち、大審院上告では住民が勝った。

裁判における原告の工事中止理由は、変更計画による工事は、原告が承知していない違法の行動であり八ヶ村堰締切工事を行うと上流側の堤防が危険になること。また、八ヶ村堰の締切工事を行う場合は、知恵島堰の締切工事を行い上流堤防の安全性を高めたのちに行う必要があるなどの主張でした。裁判は、明治9年6月に原告不利の判決で県庁側が勝訴します。

しかし、原告はこれを不服として、明治9年9月に大審院へ上告します。大審院での裁判は2年にわたり明治11年9月に原裁判破棄、差し戻しの判決を出します。住民が県を訴えて勝訴したという画期的な出来事は全国的に注目され、その後、訴訟は明治13年頃まで持ち越されますが、徳島県の高知県からの独立が成就し、その動きに紛れて訴訟は曖昧に終わったと言われています。

また、立石恵嗣氏は著書「近代徳島の歴史像」の中で、訴訟の顛末を「大審院において、原告側は一応勝訴したが、大阪控訴裁判所での再審訴訟では、推進派からの切り崩し活動により足並みが乱れるとともに、裁判経費負担の増大により訴訟経費も続かなくなり、訴訟は頓挫し最終的な結審を見るにいたらなかったのが真相のようである。」とまとめています。

3. 覚円堤防のその後・・・

藩政期までの治水は、小規模な堤防や八ヶ村堰・江川大堰による分流堰により、氾濫を許容しながら水害を軽減していましたが、明治初めの連続堤防の整備は、洪水を川の中に押し込める近代治水の始まりです。新しい洪水処理方策の導入により、地域の利害関係の対立が生まれ訴訟が起こります、また、明治のはじめという政治的に不安定な状況下で、自由民権運動、徳島県の高知県からの独立運動なども複雑に絡み合い、より大きな問題に発展したと考えられます。

八ヶ村堰訴訟が曖昧に終わった後、しばらくの間、幸いにも大きな水害は発生しませんが、工事を再開できないのは大きな支障であるとして、再開可否の伺いが、明治17年に司法省から太政大臣に宛てられています。その後、明治17年に政府のお雇い技術者であるヨハネス・デ・レーケが調査した吉野川の「治山治水対策」(吉野川検査復命書)に基づき、内務省と徳島県による堤防や低水路整備が明治18年より始まります。訴訟の原因となった覚円堤防は、狭窄部の堤防を撤去し引堤を行うことになります。

この工事は、八ヶ村堰訴訟を起こした村々の水害リスクを低下できるはずでしたが、明治21年7月洪水により工事中の堤防が決壊し西覚円村では激甚な被害が発生します。この水害は、徳島県議会でも大問題に発展し吉野川改修方針を揺るがす騒動に発展します。

次回は「覚円騒動」を探訪しましょう。